

介護福祉士実習指導者講習会 要 綱

平成 19 年 12 月、社会福祉士および介護福祉士法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、実習施設については、①利用者の生活の場である多様な介護現場において、利用者の理解を中心とし、これに併せて利用者・家族との関わりを通じたコミュニケーションの実践、多職種協働の実践、介護技術の確認等を行うことに重点を置いた「実習施設・事業等（Ⅰ）」、②一つの施設・事業等において一定期間以上継続して実習を行う中で、利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった一連の介護過程のすべてを継続的に実践することに重点を置いた「実習施設・事業等（Ⅱ）」の 2 つに区分されました。

実習指導者の資格についても、実習施設・事業等（Ⅰ）では、介護福祉士の資格を有する者または 3 年以上介護業務に従事した経験のある者とし、実習施設・事業等（Ⅱ）では、介護福祉士として 3 年以上実務に従事した経験があり、かつ、厚生労働大臣が別に定める研修過程を修了した者となりました。

本講習会はこの基準を満たすものであり、実習施設において実習指導者となる皆様のご参加をお待ちしております。

【介護実習Ⅰの実習施設の要件】

- ・ 介護保険法その他の関係法令に基づく基準を満たす施設又は事業であって、介護福祉士の資格を有する者又は介護職員として 3 年以上の実務経験を有する者が実習指導者であることとする。

【介護実習Ⅱの実習施設の要件】

- ・ 介護福祉士の資格を取得後 3 年以上の実務経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたもの（以下「実習指導者講習会」という。）を修了した者が実習指導者であること。
- ・ 実習における指導のマニュアルを整備するとともに、実習指導者を中核とした実習の指導の体制が確保されるよう介護実習施設等における介護職員（常勤の介護職員とする。）の人数に対する介護福祉士の人数の割合が 3 割以上であること。
- ・ 介護サービスの提供のためのマニュアル等が整備され、活用されていること。
- ・ 介護サービスの提供の過程に関する諸記録が適切に整備されていること。
- ・ 介護職員に対する教育、研修等が計画的に実施されていること。

実習指導者の育成は、福祉人材の育成に関わる大切な事業です。研修にご理解のうえ関係者各位に周知を宜しくお願いいたします。

平成31年度 介護福祉士実習指導者講習会開催要綱

1. 主 催 公益社団法人日本介護福祉士会／一般社団法人山梨県介護福祉士会
2. 日 時 1日目 6月 2日(日) 9:30～17:00(受付9:30～)
2日目 6月 30日(日) 9:30～17:00(受付9:15～)
3日目 7月 7日(日) 9:30～17:30(受付9:15～)
4日目 7月 20日(日) 9:30～16:30(受付9:15～)
3. 会 場 山梨市民会館
〒405-0031
山梨県山梨市万力1830 TEL0553-22-9611
4. 研修内容 裏面プログラムのとおり
5. 参加対象 原則として、介護福祉士資格取得後3年以上の実務経験を有する者
介護福祉士基本研修または介護福祉士初任者研修を修了した者
6. 定 員 50名 *10名以下の場合、未開講。
7. 申込方法 別紙申込書及び実務証明書、介護福祉士登録証に記入の上、山梨県
介護福祉士会事務局へ郵送でお申込みください。
8. 申込期日 5月13日(月) 必着
*定員を超えた場合につきましては会員を最優先とし、
次に実習を受け入れている事業所を優先させていただきます。
*定員に満たない場合につきましては、随時受入れ可能ですのでお問
い合わせください。
9. 決定通知 5月17日(金)までにお送りする予定です。
10. 参加費用 介護福祉士会会員 20,000円(登録料・テキスト代を含む)
非 会 員 31,000円(登録料・テキスト代を含む)
*お支払い方法は、決定通知とともに後日お知らせいたします。
*お振込みいただいた参加費の返金は出来ませんのでご了承ください。
11. その他 *修了者には、厚生労働大臣の定める研修を修了したことを認める修了
証書を発行し、同時に実習指導者講習会修了者として登録されること
になります。
*介護福祉士会会員は、最終日に生涯研修手帳をご持参ください。
12. 問い合わせ先 一般社団法人山梨県介護福祉士会事務局
〒400-0306 南アルプス市小笠原1368-10 事務所2階
TEL055-282-7433 FAX055-267-6955